

予算特別委員会資料

# 令和6年度予算説明書

建築住宅局



## 目 次

	頁
令和6年度予算の概要 .....	1
予 算 総 括 表 .....	3
一 般 会 計	
1 歳入歳出予算一覧表 .....	5
2 歳入予算の説明 .....	7
3 歳出予算の説明 .....	10
4 債務負担行為の説明 .....	13
市 営 住 宅 事 業 費	
1 歳入歳出予算一覧表 .....	15
2 歳入予算の説明 .....	17
3 歳出予算の説明 .....	21
4 債務負担行為の説明 .....	25
関 連 議 案 .....	26

## 令和6年度 建築住宅局 予算の概要

令和6年度は、住生活を取り巻く情勢の変化を踏まえ、更なる住宅ストックの活用を促進し、持続可能な住宅政策の取り組みを推進する。また、すべての建築物が安全で安心となるよう、周辺に悪影響を及ぼす空家空地対策の徹底及び空家空地の活用促進、住宅等の耐震化、質の高い市有建築物の整備・保全等に取り組む。

### 1. 住まいに関する総合施策の展開

住宅ストックの流通促進や住宅ストックを活用したセーフティネット機能の強化により、豊かな住まいの確保、居住の安定の確保を図り、「住み心地の良いまち」の実現に取り組む。

#### (1) 豊かな住まいの確保

- ①若年夫婦・子育て世帯の子育てしやすい住環境の確保
  - ・若年夫婦・子育て世帯の住み替えに対する補助（こうべぐらし応援補助金）
  - ・JR西日本との連携による若年世帯の公的賃貸住宅への入居促進
  - ・中古住宅の質の向上と流通促進を図る広報啓発 等
- ②分譲マンションの適正管理の促進
  - ・管理組合への適正管理に向けた支援、助言、指導
  - ・管理状況「届出」「情報開示」制度、「管理計画認定制度」の推進
  - ・高経年マンションの外観調査 等
- ③住まいの総合窓口における支援
  - ・すまいの安心支援センター「すまいるネット」の運営

#### (2) 居住の安定の確保

- ①総合的な支援の推進
  - ・居住支援協議会の運営、居住支援法人との情報共有 等
- ②住宅確保要配慮者への支援
  - ・ひとり親世帯への家賃補助
  - ・不動産団体、居住支援法人等との連携推進 等
- ③家主への支援
  - ・相談窓口の運営 等

### 2. 市営住宅のマネジメント推進及び適正管理

市営住宅マネジメント計画に基づき、良好な市営住宅ストックの形成・管理戸数の円滑な縮減及び空き住戸と余剰地の有効活用による地域課題への貢献に取り組む。

#### (1) マネジメントの推進

- ・再編（廃止・建替え）、改修（エレベーター設置等） 等

#### (2) 適正管理及び有効活用

- ・市営住宅の募集、コミュニティ活性化対策、家賃滞納者・不正入居者・ペット飼育者等への対応
- ・学生向け特定目的住宅の募集及び目的外使用による学生への市営住宅提供 等

### 3. 空家空地対策の推進

神戸市空家等対策計画に基づき、人口減少に伴い増加しつつある空家空地について、総合的な対策を推進する。

#### (1) 所有者への意識啓発

- ・ダイレクトメールの発送、インターネット広告の活用 等

#### (2) 活用促進の取り組み

- ・空き家等活用相談窓口、空き家おこし協力隊による所有者支援と活用への後押し
- ・民間事業者と連携した市場流通化の促進
- ・建築家との協働による空き家活用、地域利用への転活用を支援
- ・リフォームローン利子相当額支援による空き家活用の促進 等

#### (3) 適正管理の取り組み

- ・空家特措法改正を踏まえた周辺に悪影響を及ぼす空き家等所有者への指導等
- ・弁護士を含む特命チームによる財産管理制度を積極活用した危険空き家・所有者不明空き家の早期改善
- ・老朽空家等解体費用の補助 等

### 4. 耐震化の推進

神戸市耐震改修促進計画に基づき、将来の地震に備えて住宅等の耐震化を促進する。

- ・住宅・建築物の耐震化
- ・危険ブロック塀等の撤去費用助成 等

### 5. 市有建築物の整備及び維持保全

市有建築物を適切に整備し、木材利用を促進するとともに、老朽化に伴う事故リスクの最小化を図るための健全な維持・保全に取り組む。

- ・市有建築物の建設・改修等にかかる設計・工事の実施
- ・施設保全パトロール及び安全対策補修
- ・木材利用の促進 等

# 予算総括表

(単位 千円)

歳 入			歳 出		
会 計 別	金 額	備 考	会 計 別	金 額	備 考
一 般 会 計	2,275,665	別紙説明書のとおり	一 般 会 計	4,702,049	別紙説明書のとおり
市 営 住 宅 事 業 費	26,410,117	〃	市 営 住 宅 事 業 費	26,410,117	〃
合 計	28,685,782		合 計	31,112,166	



一般会計

1 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

歳 入		
款	項	金額
17 使用料及手数料		63,252
	2 手数料	63,252
18 国庫支出金		613,129
	2 補助金	613,129
19 県支出金		11,197
	2 補助金	11,197
20 財産収入		1,075
	1 財産運用収入	1,075
24 諸収入		1,553,012
	3 事業収入	534,121
	5 貸付金元利収入	974,491
	7 雑収入	44,400
25 市債		34,000
	1 市債	34,000
歳 入	合 計	2,275,665

(単位 千円)

歳 出		
款	項	金 額
2 総 務 費		446,843
	4 財 産 管 理 費	446,843
11 住 宅 費		4,255,206
	1 住 宅 総 務 費	4,255,206
歳 出	合 計	4,702,049

## 2 歳入予算の説明

(単位 千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
17 使用料及手数料	63,252	63,343	△91	
2 手数料	63,252	63,343	△91	
1 証紙収入	27,495	27,586	△91	
1 証紙収入	27,495	27,586	△91	建築確認申請等 (会計室所管)
7 土木手数料	35,757	35,757	—	
2 計画通知等	35,757	35,757	—	計画通知等手数料
18 国庫支出金	613,129	763,682	△150,553	
2 補助金	613,129	763,682	△150,553	
9 住宅費補助	613,129	763,682	△150,553	
1 公営住宅建設事業等 推進費補助	609,929	760,332	△150,403	補助率 1/2、4.5/10、2/5又は1/3
3 住宅・建築物アスベスト 改修事業費補助	3,200	3,200	—	補助率 10/10又は1/2
△ 公的賃貸住宅家賃 対策調整補助金	—	150	△150	補助率 1/2
19 県支出金	11,197	11,479	△282	
2 補助金	11,197	11,479	△282	
8 住宅費補助	11,197	11,479	△282	
1 簡易耐震診断推進 事業費補助	10,397	11,479	△1,082	補助率 1/2又は1/4
2 住宅新築資金等貸付 助成償還推進助成	800	—	800	

(単位 千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
20 財産収入	1,075	2,033	△958	
1 財産運用収入	1,075	2,033	△958	
2 貸家料	1,075	2,033	△958	
7 一般建物	1,075	2,033	△958	狩口地域センター貸家料
24 諸収入	1,553,012	2,130,738	△577,726	
3 事業収入	534,121	602,319	△68,198	
1 営繕工事事務	534,121	602,319	△68,198	
1 営繕工事事務	534,121	602,319	△68,198	市有建築物の設計監理委託料、事務費等
5 貸付金元利収入	974,491	1,520,516	△546,025	
3 其他貸付金返還金	974,491	1,520,516	△546,025	
5 住環境整備公社貸付金	177,156	690,156	△513,000	神戸住環境整備公社貸付金元利返還金
6 住宅建設資金貸付金	790,133	822,098	△31,965	インナー高齢無利子融資貸付金元金返還金
7 住宅新築資金等貸付金	7,202	8,262	△1,060	住宅新築資金等貸付金元利返還金
7 雑入	44,400	7,903	36,497	
9 雑入	44,400	7,903	36,497	
15 建築住宅局	44,400	7,903	36,497	

(単位 千円)

款 項 目 節		本年度	前年度	比 較	説 明
25 市債		34,000	34,000	—	起債承認見込額(行財政局所管)
1 市債		34,000	34,000	—	
9 其他		34,000	34,000	—	
2 庁舎等整備事業公債		34,000	34,000	—	
合 計		2,275,665	3,005,275	△729,610	

### 3 歳出予算の説明

#### (2款) 総務費

#### (4項) 財産管理費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
2 総 務 費	446,843	574,435	△127,592	—	34,000	534,121	△121,278	
4 財 産 管 理 費	446,843	574,435	△127,592	—	34,000	534,121	△121,278	
2 営 繕 費	446,843	574,435	△127,592	—	34,000	534,121	△121,278	諸収入 534,121

#### (2目) 営繕費

市有建築物の適切な整備と健全な維持・保全、木材利用の促進等を図る。

市有建築物の設計監理委託料等	287,874 千円
施設保全推進事業	72,500 千円
木材利用の促進	48,000 千円
省エネルギー改修事業化可能性調査	10,432 千円
自家用電気工作物保守点検	28,037 千円
計	446,843 千円

(11款) 住宅費

(1項) 住宅総務費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
11 住 宅 費	4,255,206	4,621,174	△365,968	613,129	—	954,346	2,687,731	
1 住 務 宅 費	4,255,206	4,621,174	△365,968	613,129	—	954,346	2,687,731	
1 職 員 費	1,820,605	1,705,679	114,926	—	—	—	1,820,605	
2 住 務 宅 費	1,568,636	2,033,910	△465,274	297,129	—	836,801	434,706	使用料及手数料 1,304 財産収入 1,075 諸収入 834,422
4 建 指 導 築 費	865,965	881,585	△15,620	316,000	—	117,545	432,420	使用料及手数料 61,948 県支出金 11,197 諸収入 44,400

(1目) 職員費

建築住宅局職員の給料及び諸手当等

1,820,605 千円

(2目) 住宅総務費

市民の豊かな住まいの確保のため、住宅ストックの活用・更新による、より良い住環境の確保や、空き家空き地の活用を支援する。

また、住宅に関する相談・普及啓発等の機能を担う、神戸市すまいの安心支援センター「すまいるネット」の運営等を行う。

子育て応援賃貸住宅住み替え補助制度	83,350 千円
親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業	51,600 千円
住宅確保要配慮者の家賃負担補助	42,307 千円
空き家・空き地の活用促進	230,461 千円
分譲マンション管理支援事業	50,673 千円
インナーシティ高齢者特別賃貸住宅無利子融資	852,858 千円
神戸市すまいとまちの安心支援センターの運営	146,689 千円
従前居住者用賃貸住宅家賃補助(入江住宅)	16,162 千円
狩口地域センターの管理	7,737 千円
住宅政策関連経費	86,799 千円
計	1,568,636 千円

(4目) 建築指導費

安全で安心なすまい・まちづくりを展開するとともに、「神戸市空家等対策計画」、「神戸市耐震改修促進計画」に基づき、総合的な空家空地対策の推進、住宅・建築物の耐震化の促進を図る。

総合的な空家空地対策の推進	526,579 千円
住宅・建築物の耐震化促進	272,319 千円
危険ブロック塀等撤去助成事業	4,200 千円
特殊建築物定期調査報告関連事業	6,130 千円
吹付けアスベスト除去等補助制度	5,200 千円
建築行政経費等	51,537 千円
計	865,965 千円

#### 4 債務負担行為の説明

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
建築家との協働による空き家活用促進事業	令和 6 ～ 7 年 度	19,000	
空き家おこし協力隊	令和 6 ～ 8 年 度	16,000	



# 市営住宅事業費

## 1 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

歳 入		
款	項	金額
1 市営住宅建設事業収入		7,479,015
	1 国庫支出金	1,205,034
	2 財産収入	1,113,530
	3 繰入金	2,398,450
	4 繰越金	1
	5 市債	2,762,000
2 市営住宅管理事業収入		18,931,102
	1 分担金及負担金	16,500
	2 使用料及手数料	11,914,327
	3 国庫支出金	1,622,270
	4 財産収入	88,755
	5 繰入金	1,405,525
	6 繰越金	1
	7 諸収入	1,508,724
	8 市債	2,375,000
歳 入 合 計		26,410,117

(単位 千円)

歳 出		
款	項	金 額
1 市営住宅建設事業費		7,479,015
	1 市営住宅建設事業費	7,479,015
2 市営住宅管理事業費		18,931,102
	1 市営住宅管理事業費	10,085,079
	2 他会計へ繰出金	8,846,023
歳 出	合 計	26,410,117

## 2 歳入予算の説明

(単位 千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
1 市営住宅建設事業収入	7,479,015	12,254,932	△4,775,917	
1 国庫支出金	1,205,034	4,408,090	△3,203,056	
1 負担金	1,205,034	4,408,090	△3,203,056	
1 公営住宅建設負担金	1,205,034	4,408,090	△3,203,056	認証額の2/3、1/2又は4.5/10
2 財産収入	1,113,530	1,244,508	△130,978	
1 財産売払収入	1,113,529	1,244,507	△130,978	
1 住宅敷地売却代	1,113,529	1,244,507	△130,978	
2 基金収入	1	1	—	
1 市営住宅敷金等積立基金収入	1	1	—	
3 繰入金	2,398,450	2,601,333	△202,883	
1 一般会計繰入金	478,464	476,173	2,291	
1 一般会計繰入金	478,464	476,173	2,291	一般会計からの所要額の繰入
2 市営住宅敷金等積立基金繰入金	1,919,986	2,125,160	△205,174	
1 市営住宅敷金等積立基金繰入金	1,919,986	2,125,160	△205,174	
4 繰越金	1	1	—	
1 繰越金	1	1	—	
1 繰越金	1	1	—	

(単位 千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
5 市債	2,762,000	4,001,000	△1,239,000	
1 市営住宅建設事業公債	2,762,000	4,001,000	△1,239,000	
1 市営住宅建設事業公債	2,762,000	4,001,000	△1,239,000	起債承認見込額
2 市営住宅管理事業収入	18,931,102	18,653,416	277,686	
1 分担金及負担金	16,500	115,191	△98,691	
1 計画修繕事業負担金	16,500	115,191	△98,691	
1 計画修繕事業費負担金	16,500	115,191	△98,691	
2 使用料及手数料	11,914,327	12,062,319	△147,992	
1 市営住宅使用料	11,914,327	12,062,319	△147,992	
1 市営住宅	11,820,367	11,960,448	△140,081	
2 住宅施設等	93,960	101,871	△7,911	
3 国庫支出金	1,622,270	2,018,544	△396,274	
1 補助金	1,622,270	2,018,544	△396,274	
1 家賃低減対策費補助	71,168	66,081	5,087	補助率 1/2
2 既設公営住宅改善事業補助	1,551,102	1,952,463	△401,361	補助率 1/2又は4.5/10
4 財産収入	88,755	89,397	△642	
1 財産運用収入	60,001	60,192	△191	
1 住宅敷地貸地料	56,201	56,450	△249	
2 一般建物貸家料	3,800	3,742	58	

(単位 千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
2 財産売却収入	6,678	1	6,677	
1 物品売却代	1	1	—	
2 土地売却代	6,677	—	6,677	
3 基金収入	22,076	29,204	△7,128	
1 市営住宅敷金等積立基金	22,076	29,204	△7,128	預金利子等
5 繰入金	1,405,525	319,670	1,085,855	
1 一般会計繰入金	179,056	55,183	123,873	
1 一般会計繰入金	179,056	55,183	123,873	一般会計からの所要額の繰入
2 基金繰入金	1,226,469	264,487	961,982	
1 市営住宅敷金等積立基金繰入	1,226,469	264,487	961,982	
6 繰越金	1	1	—	
1 繰越金	1	1	—	
1 繰越金	1	1	—	
7 諸収入	1,508,724	1,536,294	△27,570	
1 納付金	758,123	762,414	△4,291	
1 納付金	758,123	762,414	△4,291	

(単位 千円)

款 項 目 節		本年度	前年度	比 較	説 明
	2 雑入	750,601	773,880	△23,279	
	1 延滞金加算金及過料	8,003	8,746	△743	住宅使用料等延滞金
	2 弁償金	102,131	104,984	△2,853	
	3 住宅保証金	85,000	85,000	—	
	4 雑入	555,467	575,150	△19,683	共益費等
	8 市債	2,375,000	2,512,000	△137,000	
	1 市営住宅管理事業公債	2,280,000	2,512,000	△232,000	
	1 市営住宅管理事業公債	2,280,000	2,512,000	△232,000	起債承認見込額
	2 地域活性化事業債	95,000	—	95,000	
	1 地域活性化事業債	95,000	—	95,000	起債承認見込額
	合 計	26,410,117	30,908,348	△4,498,231	

### 3 歳出予算の説明

#### (1款) 市営住宅建設事業費

#### (1項) 市営住宅建設事業費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
1 市 営 住 宅 建 設 事 業 費	7,479,015	12,254,932	△4,775,917	1,205,034	2,762,000	3,033,517	478,464	
1 市 営 住 宅 建 設 事 業 費	7,479,015	12,254,932	△4,775,917	1,205,034	2,762,000	3,033,517	478,464	
1 職 員 費	478,964	475,713	3,251	—	—	500	478,464	繰入金 500
2 建 設 費	7,000,051	11,779,219	△4,779,168	1,205,034	2,762,000	3,033,017	—	財産収入 1,113,530 繰入金 1,919,486 繰越金 1

#### (1目) 職員費

建築住宅局職員の給料及び諸手当等 478,964 千円

#### (2目) 建設費

市営住宅マネジメント計画に基づき、良好な市営住宅ストックを形成するための再編と改修、管理戸数の円滑な縮減、市営住宅ストックの有効活用による地域課題への貢献を図る。

また、市営住宅マネジメント計画の円滑な推進のため、土地売却代を市営住宅敷金等積立基金に造成する。

市営住宅マネジメント計画の推進等 5,886,522 千円

(桜の宮住宅の解体、五位ノ池住宅の建替えなど)

基金積立金 1,113,529 千円

計 7,000,051 千円

(2款) 市営住宅管理事業費

(1項) 市営住宅管理事業費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
2 市 営 住 宅 管 理 事 業 費	18,931,102	18,643,416	287,686	1,622,270	2,375,000	14,754,776	179,056	
1 市 営 住 宅 管 理 事 業 費	10,085,079	9,829,759	255,320	1,622,270	2,375,000	2,346,124	3,741,685	
1 職 員 費	255,487	248,911	6,576	—	—	—	255,487	
2 管 理 費	9,829,592	9,580,848	248,744	1,622,270	2,375,000	2,346,124	3,486,198	分担金及負担金 16,500 使用料及手数料 263,804 財産収入 88,755 繰入金 1,226,469 繰越金 1 諸収入 750,595

(1目) 職員費

建築住宅局職員の給料及び諸手当等 255,487 千円

(2目) 管理費

市営住宅の維持管理・修繕等を実施する。

市営住宅指定管理料	4,444,990 千円
市営住宅の計画修繕	3,916,773 千円
借上市営住宅の借上料	314,197 千円
借上市営住宅戸別返還事業	48,076 千円
借上住宅住替斡旋事業	42,146 千円
家賃滞納対策	28,500 千円
敷金の基金造成及び敷金の返還	245,000 千円
住宅管理事務費等	789,910 千円
計	9,829,592 千円

## (2項) 他会計へ繰出金

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
市 営 住 宅 管 理 事 業 費								
2 他 会 計 へ 繰 出 金	8,846,023	8,813,657	32,366	—	—	12,408,652	△3,562,629	
1 公 債 費 へ 繰 出 金	8,846,023	8,813,657	32,366	—	—	12,408,652	△3,562,629	使用料及手数料 11,650,523 諸収入 758,129

## (1目) 公債費へ繰出金

市営住宅建設等のために発行した市債の既発行分にかかる  
元利等の返還を行う。

元金償還	8,119,281 千円
借入金利子等	726,742 千円
計	8,846,023 千円

(3款) 予 備 費

(1項) 予 備 費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国県支出金	市 債	其 他 特定財源	一般財源	
3 予 備 費	—	10,000	△10,000	—	—	—	—	
1 予 備 費	—	10,000	△10,000	—	—	—	—	
1 予 備 費	—	10,000	△10,000	—	—	—	—	

(1目) 予 備 費

0 千円

#### 4 債務負担行為の説明

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
令和6年度公営住宅等建替等	令和6～9年度	5,910,000	
令和6年度公営住宅等改修	令和6～8年度	4,990,000	
令和6年度民間借上市営住宅戸別返還業務	令和6～8年度	8,000	
令和6年度計画修繕	令和6～7年度	1,472,000	
令和6年度借上公営住宅（継続）	令和6～8年度	173,000	

第7号議案 学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例の件（建築住宅局関係）

1. 廃止する条例

- (1) 神戸市営住宅譲渡条例
- (2) 耐火構造住宅附属施設譲渡条例

2. 廃止の理由

すでに立法目的が達成されていることとあわせ、条例制定からの時間経過とともに社会情勢が変化し、これら条例の意義が失われていることから、条例の廃止を行うものである。

3. 廃止する条例の概要

(1) 神戸市営住宅譲渡条例

昭和20年頃から建設した簡易な木造市営住宅を入居者に譲渡するために制定された条例であり、昭和30年代を中心に入居者からの希望に基づき当該住宅の譲渡を行っていた。

現在、簡易な木造市営住宅を所有していないことから、条例の廃止を行うものである。

(2) 耐火構造住宅附属施設譲渡条例

昭和30年頃から住宅地の不足と商店街の不燃化を目的に、下層階が店舗・事務所（以下、「施設」という。）、上層階が住宅となっている耐火中高層住宅の建設が行われ、この施設部分を譲渡するために制定された条例であり、当時は日本住宅公団等が住宅・施設を建設し、住宅部分の供給は日本住宅公団等が行い、施設部分の譲渡については本市が行っていた。

現在、独立行政法人都市再生機構は賃貸・分譲住宅の新規建設事業を行わなくなっているなど、今後、店舗等の施設を供給する予定が無いことから、条例の廃止を行うものである。

4. 市営住宅条例の一部改正について

市営住宅の譲渡にかかる既定の条文を削除する。

5. 施行期日

令和6年4月1日

## 第 7 号議案

学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例の件  
学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例  
次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 学校法人の助成に関する条例（昭和26年 4 月条例第19号）
- (2) 神戸市営住宅譲渡条例（昭和28年 4 月条例第19号）
- (3) 神戸市公債条例（昭和29年 4 月条例第22号）
- (4) 耐火構造住宅附属施設譲渡条例（昭和32年 1 月条例第47号）
- (5) 神戸市統計調査条例（昭和32年 6 月条例第18号）
- (6) 神戸市収入証紙条例（昭和39年 3 月条例第44号）
- (7) 神戸市違法駐車等の防止に関する条例（平成 6 年 4 月条例第 2 号）
- (8) 地方独立行政法人神戸市民病院機構への職員の引継ぎに関する条例（平成 21 年 3 月条例第55号）
- (9) 公立大学法人神戸市看護大学への職員の引継ぎに関する条例（平成31年 3 月条例第45号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 号及び次項から附則第 4 項までの規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（収入証紙条例の廃止に伴う経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する日前に売りさばかれた収入証紙（第 6 号の規定による廃止前の神戸市収入証紙条例（次項において「旧条例」という。）第 4 条の規定により無効とされるものを除く。以下同じ。）は、令和 8 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例により使用することができる。
- 3 旧条例第 3 条第 1 項の規定により売りさばき人として指定されていた者で第 6 号の規定の施行の際現に買い受けた収入証紙を保有しているものは、市長が

定めるところにより、附則第1項ただし書に規定する日から令和7年6月30日までに当該収入証紙を返還しなければならない。この場合において、市長は、その定めるところにより、現金を還付するものとする。

4 前項に規定する者を除くほか、現に収入証紙を保有する者は、附則第1項ただし書に規定する日から令和10年3月31日までの間に限り、市長が定めるところにより、これを返還して現金の還付を受けることができる。

(市営住宅条例の一部改正)

5 神戸市営住宅条例(平成9年4月条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>第28条 削除</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(譲渡する住宅の家賃の減免等)</u></p> <p><u>第28条 市長は、神戸市営住宅譲渡条例(昭和28年4月条例第19号)の規定に基づき、市営住宅の譲渡契約(その譲渡代金の支払方法が全額即金払であるものを除く。)を締結したときは、当該市営住宅の所有権を移転するまでの家賃を免除することができる。この場合において、市長は、当該市営住宅の敷地の地代に相当する額を徴収することができる。</u></p>

2 前項の市営住宅の譲渡契約を解除したときは、市長は、譲渡代金の割賦金の納付に係る月の翌月以後の家賃を徴収する。

## 理 由

条例の制定から時間を経過したものの見直しを行ったことに伴い、条例を廃止する必要があるため。

第 14 号議案 神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件（建築住宅局関係）

## 1. 改正の理由

建築物の省エネ性能の向上及び既存建築物の活用促進等、脱炭素社会の実現に向けた建築基準法（以下「法」という。）及び同法施行令の一部改正（令和 6 年 4 月 1 日施行）並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の名称変更（令和 6 年 4 月 1 日施行）に伴い、神戸市手数料条例（以下「条例」という。）の一部を改正する。あわせてその他の所要の改正を行う。

## 2. 改正の概要

### （1）建築基準法の一部改正に伴う改正（条例第 5 条、別表第 9 関係）

既存不適格建築物において、接道義務（法第 43 条第 1 項）・道路内建築制限（法第 44 条第 1 項）を遡及適用しない場合の大規模の修繕・大規模の模様替の範囲について、認定制度が創設されることに伴う手数料の追加。

### （2）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の名称変更に伴う改正（条例第 5 条、第 5 条の 5、別表第 9 関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び同法施行規則の名称変更に伴う引用箇所の改正。

### （3）その他所要の改正（条例第 7 条、別表第 9 関係）

## 3. 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

第 14 号議案

神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例の件  
 神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例  
 (手数料条例の一部改正)

第 1 条 神戸市手数料条例（平成12年 3 月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 削除</u></p> <p>(5)～(15) [略]</p> <p><u>(16) 削除</u></p>	<p>(手数料)</p> <p>第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 修学又は学業成績に関する証明</u>  <u>(高等学校に限る。)</u> 1 件につき <u>300円</u></p> <p>(5)～(15) [略]</p> <p><u>(16) 農業委員会の行う土地の現況証明</u> 1 筆につき <u>600円</u></p>

(17)～(37の3) [略]

(38) 動物の愛護及び管理に関する

法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項の規定による犬又は猫の引取り（狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項又は同法第18条第1項の規定により抑留された犬を除く。次号において同じ。）

ア 生後91日以上の犬又は猫 1頭につき 2,000円

イ 生後91日未満の犬又は猫 10頭につき（10頭に満たない端数は、10頭とする。） 2,000円

(38の2) 動物の愛護及び管理に関する

法律第35条第3項において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬又は猫、同法第36条第2項の規定により収容された動物及び動物の愛護及び管理に関する条例（平成5年兵庫県条例第8号）第27条第1項の規定により収容された飼い犬の返還

ア 当該動物の飼養及び保管に要した費用 1頭又は1羽1日につき 600円

イ 当該動物の返還に要する費用 1頭又は1羽につき 3,500円

(17)～(37の3) [略]

(38) 削除

(39) 狂犬病予防法第4条第2項の規定に基づく犬の登録 1頭につき 3,000円

(40)～(42) [略]

(42の2) 動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録又は同法第13条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査

1種別（同法第10条第2項第4号に規定する種別をいう。）1件につき 1万5,000円

(43)～(69の30) [略]

(70) 削除

(71)～(91の10) [略]

(92)から(131)まで 削除

(132) 道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第2項の規定により本市が同条第1項の許可に関する権限を行う場合における同条第3項の手数料 当該受けようとする許可に係る1通行経路につき

(39) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録 1頭につき

3,000円

(40)～(42) [略]

(42の2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録又は同法第13条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査

1種別（同法第10条第2項第4号に規定する種別をいう。）1件につき 1万5,000円

(43)～(69の30) [略]

(70) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条の規定に基づく登録票の交付又は更新若しくは再交付  
1件につき 3,400円

(71)～(91の10) [略]

(92)から(132の20)まで 削除

200円

(133) [略]

(134) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項本文の規定に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に関する工事（以下この号において「当該工事」という。）の許可又は同法第16条第1項本文の規定に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る工事の計画の変更（以下この号において「当該変更」という。）の許可の申請に対する審査

ア 当該工事に係る切土若しくは盛土若しくは擁壁（以下この号において「切土等」という。）に係る土地又は当該変更が切土等の工事に係るものである場合の当該変更後の切土等に係る土地の面積が500平方メートル以内のものにあつては1万5,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては2万5,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては3万5,000円、2,000平方メート

(133) [略]

(134) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事（以下この号において「当該工事」という。）の許可又は同法第12条第1項本文の規定に基づく宅地造成に係る工事の計画の変更（以下この号において「当該変更」という。）の許可の申請に対する審査

当該工事に係る切土若しくは盛土若しくは擁壁（以下この号において「切土等」という。）に係る土地又は当該変更が切土等の工事に係るものである場合の当該変更後の切土等に係る土地の面積が500平方メートル以内のものにあつては1万2,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては2万1,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては3万1,000円、2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては4万7,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものに

ルを超え3,000平方メートル以内のものにあつては5万2,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては6万5,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては8万6,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては13万5,000円、2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のものにあつては21万円、4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のものにあつては33万4,000円、7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のものにあつては47万9,000円、10万平方メートルを超えるものにあつては62万5,000円、当該変更が切土等の工事に係るものでない場合にあつては1万円

イ 当該工事の土石の堆積に係る土地又は当該変更が土石の堆積に係るものである場合の当該変更後の土石の堆積に係る土地の面積が500平方メートル以内のものにあつては1万2,000円、500平方メートルを超え1,000平

あつては6万7,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては11万円、2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のものにあつては17万円、4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のものにあつては25万円、7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のものにあつては34万円、10万平方メートルを超えるものにあつては42万円、当該変更が切土等の工事に係るものでない場合にあつては1万円

方メートル以内のものにあつては1万4,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては1万6,000円、2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあつては2万円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては2万9,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては3万2,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては3万9,000円、2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のものにあつては5万3,000円、4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のものにあつては7万3,000円、7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のものにあつては10万9,000円、10万平方メートルを超えるものにあつては13万3,000円、当該変更が土石の堆積に係るものでない場合にあつては1万円

(135)～(157) [略]

(158) 前各号、次条から第7条まで

(135)～(157) [略]

(158) 前各号、次条から第4条の4

に定めのない事項の証明 1 件につき 300円

第 5 条 市長は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下別表第 9 において「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下別表第 9 において「令」という。）の規定に基づく事務につき、別表第 9 に定める額の手数料を徴収する。

第 5 条の 5 市長は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下別表第 13 において「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下別表第 13 において「規則」という。）の規定に基づく事務につき、別表第 13 に定める額の手数料を徴収する。

第 6 条 市長は、健康局保健所健康科学研究所に検査を依頼する者に対し、別表第 16 に定める額の範囲内で規則で定める額の手数料を徴収する。

第 7 条 市長は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく事務につき、別表第 17 に定める額の手数料を徴収する。

までに定めのない事項の証明 1 件につき 300円

第 5 条 市長は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下別表第 9 において「法」という。）の規定に基づく事務につき、別表第 9 に定める額の手数料を徴収する。

第 5 条の 5 市長は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下別表第 13 において「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下別表第 13 において「規則」という。）の規定に基づく事務につき、別表第 13 に定める額の手数料を徴収する。

<p>第8条 [略]</p>	<p>第6条 [略]</p>
<p>第9条 第2条各号及び第5条から第7条までに規定する手数料は、それぞれ請求、申請又は検査の際徴収する。<u>ただし、第2条第37号の2、第37号の3、第47号及び第158号に規定する手数料（同条第37号の2、第37号の3及び第158号に規定する手数料にあつては、健康局保健所食肉衛生検査所において徴収するものに限る。）については、申請があつた日又は検査をした日の属する月の翌月の15日までに徴収する。</u></p>	<p>第7条 第2条各号に規定する手数料は、それぞれ請求、申請又は検査の際徴収する。<u>ただし、同条第37号の2、第37号の3、第47号及び第158号に規定する手数料（同条第37号の2、第37号の3及び第158号に規定する手数料にあつては、健康局保健所食肉衛生検査所において徴収するものに限る。）については、申請があつた日又は検査をした日の属する月の翌月の15日までに徴収する。</u></p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、第5条から第7条までに規定する手数料は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、後納することができる。</u></p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>官公署のためにする事務に係る第5条から第5条の7までに規定する手数料</u>は、後納することができる。</p>
<p><u>(1) 官公署のためにする事務に係る手数料であるとき</u></p>	
<p><u>(2) 特別の理由があるものとして規則で定めるとき</u></p>	
<p>3、4 [略]</p>	<p>3、4 [略]</p>
<p>第10条～第12条 [略]</p>	<p>第8条～第10条 [略]</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第3（第4条関係）			別表第3（第4条関係）		
事務の区分	手数料		事務の区分	手数料	
[略]	[略]		[略]	[略]	
3 法第11条	[略]	[略]	3 法第11条	[略]	[略]
第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	浮き屋根式	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000	第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	浮き屋根式	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000
	特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	キロリットル未満のもの <u>145万円</u>		特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	キロリットル未満のもの <u>118万円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万
		キロリットル未満のもの <u>172万円</u>			キロリットル未満のもの <u>141万円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キ			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キ
		ロリットル未満のもの <u>192万円</u>			ロリットル未満のもの <u>159万円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キ			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キ
		ロリットル未満のもの <u>236万円</u>			ロリットル未満のもの <u>195万円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キ			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キ
	ロリットル未満のもの <u>274万円</u>		ロリットル未満のもの <u>227万円</u>		
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キ		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キ		
	ロリットル未満のもの <u>564万円</u>		ロリットル未満のもの <u>455万円</u>		
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キ		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キ		
	ロリットル未満のもの <u>724万円</u>		ロリットル未満のもの <u>582万円</u>		
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの		
	<u>879万円</u>		<u>707万円</u>		
[略]	[略]		[略]	[略]	
備考 [略]			備考 [略]		
別表第7（第4条の3関係）			別表第7（第4条の3関係）		
事務の区分	手数料		事務の区分	手数料	
1 高圧ガス	[略]	[略]	1 高圧ガス	[略]	[略]
保安法第5	高圧ガス保安法第5条第1項	[略]	保安法第5	高圧ガス保安法第5条第1項	[略]

条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの（当該移動式製造設備について液石法第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、 <u>6,000円</u> ）	
	[略]	[略]
[略]	[略]	

条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	
	[略]	[略]
[略]	[略]	

別表第8（第4条の4関係）

事務の区分	手数料
[略]	[略]
10 液石法第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この表において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
[略]	[略]

別表第8（第4条の4関係）

事務の区分	手数料
[略]	[略]
10 液石法第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この表において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
[略]	[略]

別表第9（第5条関係）

種別	区分	手数料（1件につき）
[略]	[略]	[略]
52 法第86条の2第1項の規定に基づく <u>公告認定対象区域内における建築物の位置</u>	<u>新築又は増築等に係る建築物の数が1である場合</u>	[略]

別表第9（第5条関係）

種別	区分	手数料（1件につき）
[略]	[略]	[略]
52 法第86条の2第1項の規定に基づく <u>同一敷地内建築物以外の建築物の新築又は</u>	<u>建築物（同一敷地内建築物を除く。以下52の項において同じ。）の数が1である場合</u>	[略]

及び構造の認定の申請に対する審査	新築又は増築等に係る建築物の数が2以上である場合	[略]
53 法第86条の2第2項の規定に基づく公告認定対象区域内における建築物の位置及び構造等の許可の申請に対する審査	新築又は増築等に係る建築物の数が1である場合	[略]
	新築又は増築等に係る建築物の数が2以上である場合	[略]
54 法第86条の2第3項の規定に基づく公告許可対象区域内における建築物の位置及び構造等の許可の申請に対する審査	新築又は増築等に係る建築物の数が1である場合	[略]
	新築又は増築等に係る建築物の数が2以上である場合	[略]
55～57 [略]		[略]
58 令第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく既存建築物の大規模な修繕又は大規模な模様替に係る認定の申請		2万7,000円
59～61 [略]		[略]
62 [略]	[略]	[略]

備考

- 1 規則は建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- 2、3 [略]
- 4 建築物省エネルギー法とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する

増築等に係る認定の申請に対する審査	建築物の数が2以上である場合	[略]
53 法第86条の2第2項の規定に基づく公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物に対する容積率又は各部分の高さに関する特例に係る許可の申請に対する審査	建築物の数が1である場合	[略]
	建築物の数が2以上である場合	[略]
54 法第86条の2第3項の規定に基づく公告許可対象区域内における同一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は増築等の許可の申請に対する審査	建築物の数が1である場合	[略]
	建築物の数が2以上である場合	[略]
55～57 [略]		[略]
58～60 [略]		[略]
61 [略]	[略]	[略]

備考

- 1 令は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、規則は建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- 2、3 [略]
- 4 建築物省エネルギー法とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法

法律をいう。

5～7 [略]

8 52から54までの項において、増築等とは、法第86条の2第1項に規定する増築等をいう。

別表第16（第6条関係）

種別	手数料（1件につき）
1 試験・検査	20,000円
2 文書交付	1,000円

備考

- 1 特に期日を定め急速施行を要する場合の手数料は、この表に定める金額の3倍以内の額において、規則で定める。
- 2 本市に事務所又は住居を有しない者の手数料は、この表及び前項の規定によって算定される金額の2倍以内の額において、規則で定める。
- 3 特別の調査又は特別の費用を要する事務を依頼する場合の手数料は、この表及び前2項の規定にかかわらず、規則で定める。

別表第17（第7条関係）

種別	特定計量器の区分		手数料	
1 計量法第19条第1項の規定により本市が行う定期検査又は同法第20条第1項の規定により指定定期検査機関が行う定期検査を受けようとする者（次項に掲げるものを除く。）	非自動はかり	ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、	ひょう量が100キログラム以下のもの	1,400円
		ひょう量が1トン以下のもの	ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	1,900円
			ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	2,200円

律（平成27年法律第53号）をいう。

5～7 [略]

8 52及び54の項において、増築等とは、法第86条の2第1項に規定する増築等をいう。

	ひょう量が500 キログラムを超 え1トン以下の もの	3,200円	
イ	棒はかり又は光電式以外のば ね式指示はかりのうち直線目盛 りのみがあるもの	250円	
ウ	ア又はイに 掲げるもの以 外のもの	ひょう量が100 キログラム以下 のもの	500円
		ひょう量が100 キログラムを超 え250キログラ ム以下のもの	900円
		ひょう量が250 キログラムを超 え500キログラ ム以下のもの	1,500円
		ひょう量が500 キログラムを超 え1トン以下の もの	2,200円
		ひょう量が1ト ンを超え2トン 以下のもの	3,800円
		ひょう量が2ト ンを超え5トン 以下のもの	6,900円
		ひょう量が5ト ンを超え10トン	10,900円

		以下のもの	
		ひょう量が10トンを 超え20トン 以下のもの	15,600円
		ひょう量が20トンを 超え30トン 以下のもの	19,800円
		ひょう量が30トンを 超え40トン 以下のもの	22,500円
		ひょう量が40トンを 超え50トン 以下のもの	31,400円
		ひょう量が50トンを 超えるもの	54,100円
		分銅又は定量おもり若しくは 定量増おもり	10円
		皮革面積計	2,700円
2 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器の所在の場所で定期検査を受けようとする者であって本市の提供に係る検査設備を使用しようとするもの	非自動はかり	ひょう量が5トン以下のもの	18,500円
		ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの	33,000円
		ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの	48,200円
		ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの	52,400円
		ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの	67,700円
		ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの	79,700円

	ひょう量が50トンを超えるもの	102,400円
3	計量法第127条第3項に規定する検査を受けようとする者	8,300円

備考

1 手数料は、1の項及び2の項にあっては1個につき、3の項にあっては1件につき徴収する。

2 1の項において、非自動はかりのうち最小の目量（計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号イ(1)に規定する目量をいう。）又は表記された感量（同号イ(2)に規定する感量をいう。）がひょう量の1万分の1未満のものにあっては、同項に掲げる手数料の額の2倍の額とする。

(手数料条例の一部改正)

第2条 神戸市手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後		第2条による改正前	
別表第8（第4条の4関係）		別表第8（第4条の4関係）	
事務の区分	手数料	事務の区分	手数料
[略]	[略]	[略]	[略]
10 液石法第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の11第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この表において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	10 液石法第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この表において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
[略]	[略]	[略]	[略]

(健康科学研究所手数料条例等の廃止)

第3条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 神戸市健康科学研究所手数料条例（昭和24年4月条例第106号）
- (2) 神戸市特殊車両通行許可申請手数料条例（昭和47年3月条例第50号）
- (3) 神戸市計量検査手数料条例（平成12年3月条例第69号）
- (4) 神戸市動物の引取り等に係る手数料及び費用の納付に関する条例（平成24年3月条例第49号）

(男女共同参画センター条例の一部改正)

第4条 男女共同参画センター条例（平成3年4月条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(施設) 第4条 センターに次に掲げる施設を置く。 (1) [略] (2) <u>図書コーナー</u> (3) [略] (4) <u>駐車場</u> (5) [略] (使用料)	(施設) 第4条 センターに次に掲げる施設を置く。 (1) [略] (2) <u>資料室</u> (3) [略] (4) <u>交流コーナー</u> (5) [略] (使用料)

第 8 条 第 5 条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）及び  
駐車場を利用しようとする者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

第 8 条 第 5 条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表（第8条関係）

(1) 施設の使用料

施設		使用料（単位 円）						
名称	面積 （単位 平方 メートル）	午前 （午前9 時から正 午まで）	午後 （午後1 時から午 後5時ま で）	夜間 （午後5 時から午 後9時ま で）	午前・午 後 （午前9 時から午 後5時ま で）	午後・夜 間 （午後1 時から午 後9時ま で）	終日 （午前9 時から午 後9時ま で）	
セ ミ ナ ー 室	(1・ 2)	[略]	10,500	14,000	8,600	22,100	20,300	28,100
	(1)	[略]	6,400	8,600	5,300	13,500	12,500	17,300
	(3)	[略]	3,500	4,600	2,800	7,300	6,700	9,300
	(4)	[略]	2,900	3,800	2,300	6,000	5,500	7,700
	(5)	[略]	2,100	2,900	1,800	4,500	4,200	5,800

備考

使用者が第1条に規定する目的以外の目的のためにセミナー室の使用をする場合において、入場者から3,000円を超える入場料等を収受するとき、又は営利を目的として使用するときの使用料の額は、この表に規定する額に100分の500の範囲内において規則で定める割合を乗じて得た額とする。

改正前

別表（第8条関係）

(1) 施設の使用料

施設			使用料（単位 円）						
名称	面積 （単位 平方 メートル）	定員 （単位 人）	午前 （午前9 時から正 午まで）	午後 （午後1 時から午 後5時ま で）	夜間 （午後5 時から午 後9時ま で）	午前・午 後 （午前9 時から午 後5時ま で）	午後・夜 間 （午後1 時から午 後9時ま で）	終日 （午前9 時から午 後9時ま で）	
セ ミ ナ ー 室	(1・ 2)	[略]	256	11,400	15,300	13,400	23,900	25,700	34,000
	(1)	[略]	160	7,000	9,400	8,200	14,700	15,800	20,900
	(2)	95	96	4,400	5,900	5,200	9,200	9,900	13,100
	(3)	[略]	54	3,800	5,000	4,400	7,900	8,400	11,200
	(4)	[略]	36	3,100	4,200	3,600	6,500	7,000	9,200
	(5)	[略]	25	2,300	3,100	2,700	4,800	5,200	6,800

備考

使用者が第1条に規定する目的以外の目的のためにセミナー室の使用をする場合において、入場者から3,000円を超える入場料等を収受するとき、又は営利を目的として使用するときの使用料の額は、この表に規定する額に500パーセントを乗じて得た額とする。

(2) [略]

(3) 駐車場の使用料

1台あたり最初の30分につき150円、以降10分につき50円の範囲内において規則で定める額。この場合において、10分未満の端数が生じたときは、10分として計算する。

(2) [略]

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年12月21日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例第1条による改正後の神戸市手数料条例第2条第1項第4号、第16号及び第70号の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に対する審査に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

## 理 由

市民および事業者の利便性に資するに当たり、条例を改正等する必要があるため。

第 28 号議案 神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の件

1. 改正の概要

(1) 用途廃止に伴う改正

- ①神戸市営明泉寺住宅を別表第 1 (1) アから削除する。
- ②神戸市営竜が台住宅の一部用途廃止に伴い、神戸市営竜が台住宅を別表第 1 (1) イから、同住宅の共同施設である神戸市営住宅竜が台第 1 駐車場を別表第 5 (1) イから削除する。

(2) 管理開始に伴う改正

神戸市営住宅房王寺第 6 駐車場に追加する区画の管理開始に伴い、駐車場の位置を別表第 5 (1) アに追加する。

2. 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日。

ただし、神戸市営住宅房王寺第 6 駐車場の位置を追加する改正規定は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

第 28 号議案

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の件  
 神戸市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例

神戸市営住宅条例（平成 9 年 4 月 条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																		
別表第 1（第 4 条関係） (1) 公営住宅 ア 国の補助に係る公営住宅 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市営大日 丘第二住宅</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> イ 国の補助に係らない公営住宅	名称	位置	[略]	[略]	神戸市営大日 丘第二住宅	[略]	[略]	[略]	別表第 1（第 4 条関係） (1) 公営住宅 ア 国の補助に係る公営住宅 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市営大日 丘第二住宅</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>神戸市営明泉 寺住宅</td> <td>神戸市長田区明 泉寺町 1 丁目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> イ 国の補助に係らない公営住宅	名称	位置	[略]	[略]	神戸市営大日 丘第二住宅	[略]	神戸市営明泉 寺住宅	神戸市長田区明 泉寺町 1 丁目	[略]	[略]
名称	位置																		
[略]	[略]																		
神戸市営大日 丘第二住宅	[略]																		
[略]	[略]																		
名称	位置																		
[略]	[略]																		
神戸市営大日 丘第二住宅	[略]																		
神戸市営明泉 寺住宅	神戸市長田区明 泉寺町 1 丁目																		
[略]	[略]																		

名称	位置
[略]	[略]
神戸市営ひよどり台住宅	[略]

(2)～(4) [略]

別表第5（第62条関係）

(1) 公営住宅の共同施設として設置された駐車場

ア 国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置されたもの

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
[略]	[略]	[略]
神戸市営房王寺住宅	[略]	神戸市長田区房王寺町3丁目、房王寺町4丁目及び房王寺町5丁目
	[略]	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

イ 国の補助に係らない公営住宅の共同施設として設置され

名称	位置
[略]	[略]
神戸市営ひよどり台住宅	[略]
神戸市営竜が台住宅	神戸市須磨区竜が台3丁目

(2)～(4) [略]

別表第5（第62条関係）

(1) 公営住宅の共同施設として設置された駐車場

ア 国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置されたもの

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
[略]	[略]	[略]
神戸市営房王寺住宅	[略]	神戸市長田区房王寺町4丁目
	[略]	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

イ 国の補助に係らない公営住宅の共同施設として設置され

たもの			たもの		
公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置	公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市 営ひよ どり台 住宅	[略]	[略]	神戸市 営ひよ どり台 住宅	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	神戸市 営竜が 台住宅 1 駐車場	神戸市営住 宅竜が台第 3 区竜が台 3 丁目	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(2)～(4) [略]

(2)～(4) [略]

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第5第1号アの表の改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

- この条例による改正後の神戸市営住宅条例（以下「新条例」という。）別表第5第1号アの表の規定を施行するために必要な許可その他の行為は、施行日前においても、新条例の例によりすることができる。

理 由

市営住宅を廃止する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

第 29 号議案 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例等の一部を改正する条例の件（建築住宅局関係）

## 1. 改正の理由

建築物の省エネ性能の向上及び既存建築物の活用促進等、脱炭素社会の実現に向けた建築基準法及び同法施行令の一部改正（令和6年4月1日施行）に伴い、神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（以下「建築安全条例」という。）及び神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例（以下「北野伝建条例」という。）の一部を改正する。あわせてその他の所要の改正を行う。

## 2. 改正の概要

### （1）建築安全条例の改正

#### ①法令改正に伴う規定の整理（第21条、第24条、第31条、第42条、第49条の2関係）

木材利用促進の観点から、建築物の主要構造部に係る防火規制を合理化するため、防火上及び避難上支障がない部分を除いた主要構造部として「特定主要構造部」が創設された。これにより、耐火建築物や特殊建築物等の主要構造部に係る規定について、対象を特定主要構造部に改めるなど所要の改正が行われた。

当該法令改正に伴い、法令から引用している用語の整理、条文の条ずれ対応を行う。

#### ②計画の策定に関する規定の削除（第9条関係）

「神戸市建築物安全安心に関する事業実施計画」の廃止に伴い、当該計画の策定に関する規定を削除する。

### （2）北野伝建条例の改正

#### ・法令改正に伴う規定の整理（第6条、第7条、第9条関係）

法令から引用している条文の条・項ずれ対応等を行う。

## 3. 施行期日

令和6年4月1日

第 29 号議案

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例等の一部を改正する条例の件  
神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例等の一部を改正する条例  
(建築物の安全性の確保等に関する条例の一部改正)

第 1 条 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例 (平成20年 4 月条例第 1 号)  
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。) 及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 節 [略]	第 1 節 [略]
第 2 節 市長、指定確認検査機関、建築主等、所有者等及び市民の責務 (第 3 条— <u>第 9 条</u> )	第 2 節 市長、指定確認検査機関、建築主等、所有者等及び市民の責務 (第 3 条— <u>第 8 条</u> )
第 2 章～第 6 章 [略]	<u>第 3 節 計画の策定 (第 9 条)</u> 第 2 章～第 6 章 [略]

附則

第9条 削除

(特殊建築物の渡り廊下)

第21条 法別表第1(い)欄に規定する用途に供する建築物に渡り廊下を設ける場合において、その小屋組が木造であり、かつ、その接する建築物のいずれもが耐火建築物若しくは準耐火建築物又は特殊建築物(特定主要構造部及び外壁の開口部について、法第27条第1項の規定に適合す

附則

第3節 計画の策定

(計画の策定)

第9条 市長は、建築物の安全性の確保のための施策を総合的に実施するための計画(以下この条において単に「計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定するに当たっては、建築に携わる団体、関係行政機関その他の関係機関の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 市長は、計画に基づく施策の実施状況について、定期的に検証し、必要に応じて計画を見直すものとする。

4 市長は、計画を策定し、又は見直したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(特殊建築物の渡り廊下)

第21条 法別表第1(い)欄に規定する用途に供する建築物に渡り廊下を設ける場合において、その小屋組が木造であり、かつ、その接する建築物のいずれもが耐火建築物若しくは準耐火建築物又は特殊建築物(主要構造部及び外壁の開口部について、法第27条第1項の規定に適合するも

るものに限る。)でないときは、その渡り廊下は、次に定める構造としなければならない。

(1)、(2) [略]

(興行場の客用広間及び客用廊下)

第24条 興行場の主階（客席のある1の階をいう。第5項において同じ。）において、1の興行場の客席の床面積が200平方メートルを超える場合にあつては、当該興行場の客席の後側、右側又は左側に客用広間（興行場の客の用に供する広間をいう。以下同じ。）を設け、及び客席の後側、右側及び左側のうち客用広間を設けていない側に客用広間に避難上有効に通じる客用廊下（興行場の客の用に供する廊下をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、客席の各部分から客用広間又は客用廊下への出入口のいずれかに至る直線距離が9メートル以下であるとき又は当該興行場の特定主要構造部が耐火構造であるときは、客席の後側、右側又は左側であつて客用広間を設けていない側のうちの1つの側について客用廊下を設けないことができる。

2～6 [略]

ものに限る。)でないときは、その渡り廊下は、次に定める構造としなければならない。

(1)、(2) [略]

(興行場の客用広間及び客用廊下)

第24条 興行場の主階（客席のある1の階をいう。第5項において同じ。）において、1の興行場の客席の床面積が200平方メートルを超える場合にあつては、当該興行場の客席の後側、右側又は左側に客用広間（興行場の客の用に供する広間をいう。以下同じ。）を設け、及び客席の後側、右側及び左側のうち客用広間を設けていない側に客用広間に避難上有効に通じる客用廊下（興行場の客の用に供する廊下をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、客席の各部分から客用広間又は客用廊下への出入口のいずれかに至る直線距離が9メートル以下であるとき又は当該興行場の主要構造部が耐火構造であるときは、客席の後側、右側又は左側であつて客用広間を設けていない側のうちの1つの側について客用廊下を設けないことができる。

2～6 [略]

(耐火構造等でない建築物の上階における共同住宅又は寄宿舎の制限)

第31条 共同住宅でその住戸及び住室の用途に供するもの又は寄宿舎でその寝室の用途に供するものの床面積の合計が、それぞれ150平方メートルを超えるものについては、次に掲げる建築物（主要構造部を準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、1時間準耐火基準（令第112条第2項に規定する1時間準耐火基準をいう。以下この条及び第42条第3号において同じ。）に適合するものに限る。）としたもの及び特定主要構造部を耐火構造（主要構造部である屋根の軒裏にあっては、1時間準耐火基準に適合するものに限る。）としたものを除く。）の上階に設けてはならない。

(1)～(3) [略]

(自動車車庫等の構造)

第42条 建築物の一部を自動車車庫等の用途に供する場合においては、当該建築物は、次に掲げる構造としなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 自動車車庫等の直上階に床面積

(耐火構造等でない建築物の上階における共同住宅又は寄宿舎の制限)

第31条 共同住宅でその住戸及び住室の用途に供するもの又は寄宿舎でその寝室の用途に供するものの床面積の合計が、それぞれ150平方メートルを超えるものについては、次に掲げる建築物（主要構造部を準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、1時間準耐火基準（令第112条第2項に規定する1時間準耐火基準をいう。第42条第3号において同じ。）に適合するものに限る。）としたものを除く。）の上階に設けてはならない。

(1)～(3) [略]

(自動車車庫等の構造)

第42条 建築物の一部を自動車車庫等の用途に供する場合においては、当該建築物は、次に掲げる構造としなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 自動車車庫等の直上階に床面積

が50平方メートルを超える居住の用途に供する部分がある場合又は自動車車庫等の直上階から上の階が1以上ある場合にあつては、自動車車庫等の主要構造部を準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、1時間準耐火基準に適合するものに限る。）とするか、又は自動車車庫等の特定主要構造部を耐火構造（主要構造部である屋根の軒裏にあつては、1時間準耐火基準に適合するものに限る。）とすること。

（建築物の特定主要構造部に関する制限の特例）

第49条の2 令第108条の4第3項に規定する建築物に対する第24条第1項又は第4項、第31条、第42条及び第43条第2項の規定（次項において「耐火性能関係規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 令第108条の4第4項に規定する建築物に対する第24条第4項及び第43条第2項の規定の適用については、当該建築物の部分で特定主要構

が50平方メートルを超える居住の用途に供する部分がある場合又は自動車車庫等の直上階から上の階が1以上ある場合にあつては、自動車車庫等の主要構造部は、準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、1時間準耐火基準に適合するものに限る。）とすること。

（建築物の主要構造部に関する制限の特例）

第49条の2 令第108条の3第3項に規定する建築物に対する第24条第1項又は第4項、第31条、第42条及び第43条第2項の規定（次項において「耐火性能関係規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 令第108条の3第4項に規定する建築物に対する第24条第4項及び第43条第2項の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部

<p>造部であるものの構造は耐火構造と、その防火設備の構造は特定防火設備とみなし、当該建築物に対する耐火性能関係規定（第24条第4項及び第43条第2項を除く。）の適用については、当該建築物の部分で<u>特定主要構造部</u>であるものの構造は耐火構造とみなす。</p>	<p>であるものの構造は耐火構造と、その防火設備の構造は特定防火設備とみなし、当該建築物に対する耐火性能関係規定（第24条第4項及び第43条第2項を除く。）の適用については、当該建築物の部分で<u>主要構造部</u>であるものの構造は耐火構造とみなす。</p>
--	--

（火災予防条例の一部改正）

第2条 神戸市火災予防条例（昭和37年4月条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（急速充電設備）</p> <p>第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための</p>	<p style="text-align: center;">（急速充電設備）</p> <p>第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための</p>

ものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ [略]

(2)～(19) [略]

2 [略]

(屋内消火栓設備に関する基準)

ものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ [略]

(2)～(19) [略]

2 [略]

(屋内消火栓設備に関する基準)

第37条 次に掲げる防火対象物又はその部分には、屋内消火栓設備を設けなければならない。

(1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が、特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては3,000平方メートル以上、特定主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては1,000平方メートル以上のもの

(2) 令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの（次に掲げるものを除く。）

ア 特定主要構造部が耐火構造であり、又は主要構造部が不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100平方メートル（共同住宅にあつては、200平方メート

第37条 次に掲げる防火対象物又はその部分には、屋内消火栓設備を設けなければならない。

(1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては3,000平方メートル以上、主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては1,000平方メートル以上のもの

(2) 令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの（次に掲げるものを除く。）

ア 主要構造部が耐火構造であり、又は不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100平方メートル（共同住宅にあつては、200平方メートル）以下のもの

ル) 以下のもの

イ 特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100平方メートル（共同住宅の部分で壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたもの並びに共同住宅の住戸にあつては、200平方メートル）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているもの

2 [略]

(自動火災報知設備に関する基準)

第39条 次に掲げる防火対象物又はその部分には、自動火災報知設備を設けなければならない。

(1) 令別表第1(16)項口に掲げる防火対象物（特定主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。）のうち、同表(12)項又は(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項口に掲げる用途に供するもので、延べ面積が300平方メートル以上のもの

(2) [略]

2、3 [略]

イ 主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100平方メートル（共同住宅の部分で壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたもの並びに共同住宅の住戸にあつては、200平方メートル）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているもの

2 [略]

(自動火災報知設備に関する基準)

第39条 次に掲げる防火対象物又はその部分には、自動火災報知設備を設けなければならない。

(1) 令別表第1(16)項口に掲げる防火対象物（主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。）のうち、同表(12)項又は(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項口に掲げる用途に供するもので、延べ面積が300平方メートル以上のもの

(2) [略]

2、3 [略]

第39条の2 次の各号のいずれかに該当する小規模特定用途複合防火対象物については、施行規則第23条第4項第1号へに掲げる部分に自動火災報知設備の感知器、地区音響装置及び発信機を設けなければならない。

(1) 次のいずれにも該当するもの

ア 令第21条第1項第3号に掲げる防火対象物であること。

イ 令別表第1(12)項又は(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項口に掲げる用途に供するもの（特定主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ又は口のいずれかに該当するものを除く。）であること。

(2) [略]

2、3 [略]

第39条の2 次の各号のいずれかに該当する小規模特定用途複合防火対象物については、施行規則第23条第4項第1号へに掲げる部分に自動火災報知設備の感知器、地区音響装置及び発信機を設けなければならない。

(1) 次のいずれにも該当するもの

ア 令第21条第1項第3号に掲げる防火対象物であること。

イ 令別表第1(12)項又は(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項口に掲げる用途に供するもの（主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ又は口のいずれかに該当するものを除く。）であること。

(2) [略]

2、3 [略]

(北野町山本通伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部改正)

第3条 神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例（平成29年12月条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(準防火地域内の建築物の制限の緩和)</p> <p>第6条 対象敷地内で伝統的建造物等を建築等（増築、改築（令第137条の11に規定する改築に限る。））、大規模の修繕及び大規模の模様替（<u>令第137条の12第9項</u>に規定する大規模の修繕及び大規模の模様替に限る。）を除く。次項において同じ。）をする場合において、当該伝統的建造物等が次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに該当するものであるときは、対象敷地内の伝統的建造物等に限り、<u>法第61条第1項</u>本文（準防火地域内にある建築物に係る部分に限る。以下この条、第7条及び第9条において同じ。）の規定を適用しない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 対象敷地内で伝統的建造物等以外の建築物のみの建築等をする場合において、市長が安全上及び防火上支障がないと認めるときは、対象敷地</p>	<p>(準防火地域内の建築物の制限の緩和)</p> <p>第6条 対象敷地内で伝統的建造物等を建築等（増築、改築（令第137条の11に規定する改築に限る。））、大規模の修繕及び大規模の模様替（<u>令第137条の12第5項</u>に規定する大規模の修繕及び大規模の模様替に限る。）を除く。次項において同じ。）をする場合において、当該伝統的建造物等が次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに該当するものであるときは、対象敷地内の伝統的建造物等に限り、<u>法第61条</u>本文（準防火地域内にある建築物に係る部分に限る。以下この条、第7条及び第9条において同じ。）の規定を適用しない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 対象敷地内で伝統的建造物等以外の建築物のみの建築等をする場合において、市長が安全上及び防火上支障がないと認めるときは、対象敷地</p>

内の伝統的建造物等に限り、法第61条第1項本文の規定を適用しない。

3 対象敷地内で同一棟増築（令第137条の11に規定する増築を除く。）をする場合において、当該伝統的建造物等が第1項各号のいずれかに該当するものであるときは、対象敷地内の伝統的建造物等に限り、法第61条第1項本文の規定を適用しない。

4 対象敷地内で別棟増築（令第137条の11に規定する増築を除く。）をする場合において、市長が安全上及び防火上支障がないと認めたときは、対象敷地内の伝統的建造物等に限り、法第61条第1項本文の規定を適用しない。

（消防用設備等の設置）

第7条 第3条から前条までの規定により法第44条第1項本文、法第53条、法第56条又は法第61条第1項本文の規定を適用しない伝統的建造物等（以下「対象伝統的建造物等」という。）には、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 消防法施行令第5条の6第2号に規定する住宅用防災報知設備又は住宅用防災警報器及び住宅用防

内の伝統的建造物等に限り、法第61条本文の規定を適用しない。

3 対象敷地内で同一棟増築（令第137条の11に規定する増築を除く。）をする場合において、当該伝統的建造物等が第1項各号のいずれかに該当するものであるときは、対象敷地内の伝統的建造物等に限り、法第61条本文の規定を適用しない。

4 対象敷地内で別棟増築（令第137条の11に規定する増築を除く。）をする場合において、市長が安全上及び防火上支障がないと認めたときは、対象敷地内の伝統的建造物等に限り、法第61条本文の規定を適用しない。

（消防用設備等の設置）

第7条 第3条から前条までの規定により法第44条第1項本文、法第53条、法第56条又は法第61条本文の規定を適用しない伝統的建造物等（以下「対象伝統的建造物等」という。）には、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 消防法施行令第5条の6第2号に規定する住宅用防災報知設備又は住宅用防災警報器及び住宅用防

災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号）第2条第4号の3に規定する連動型住宅用防災警報器を次に掲げる基準に従い設置すること。ただし、消防法施行令第7条第3項第1号に規定する自動火災報知設備を消防法（昭和23年法律第186号）の規定により設置した場合は、この限りでない。

ア 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）第2条第1号に規定する感知器（以下この号において同じ。）は、次に掲げる部分に設置すること。

（ア）、（イ） [略]

イ、ウ [略]

(2) [略]

（伝統的建造物等である門等に限り建築等をする場合の取扱い）

第9条 対象敷地内で伝統的建造物等である門、塀又は擁壁（以下「門等」という。）のみの建築等をする場合において、次の各号に掲げるものであって、市長が安全上及び防火上支障がないと認めるものについて

災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号）第2条第4号の3に規定する連動型住宅用防災警報器を次に掲げる基準に従い設置すること。ただし、消防法施行令第7条第3項第1号に規定する自動火災報知設備を消防法（昭和23年法律第186号）の規定により設置した場合は、この限りでない。

ア 火災報知設備の感知器及び受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）第2条第1号に規定する感知器（以下この号において同じ。）は、次に掲げる部分に設置すること。

（ア）、（イ） [略]

イ、ウ [略]

(2) [略]

（伝統的建造物等である門等に限り建築等をする場合の取扱い）

第9条 対象敷地内で伝統的建造物等である門、塀又は擁壁（以下「門等」という。）のみの建築等をする場合において、次の各号に掲げるものであって、市長が安全上及び防火上支障がないと認めるものについて

は、第3条及び第6条の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用しない。

(1) [略]

(2) 伝統的建造物等に第7条の措置を講じ、かつ、伝統的建造物等である門等に第6条第1項第3号又は第4号の措置を講じた場合における対象敷地内の伝統的建造物等（令第137条の11に規定する増築又は改築に係るものを除く。）

法第61条第1項本文

は、第3条及び第6条の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用しない。

(1) [略]

(2) 伝統的建造物等に第7条の措置を講じ、かつ、伝統的建造物等である門等に第6条第1項第3号又は第4号の措置を講じた場合における対象敷地内の伝統的建造物等（令第137条の11に規定する増築又は改築に係るものを除く。）

法第61条本文

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### 理 由

建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。